

平成30年6月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月11日（月） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（10人）

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

~~(2番) 岩坂 博行~~

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

~~(7番) 平川 真由美~~

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

地区推進委員

高岡 重盛

木崎 俊充

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員（2人）

欠席委員：最適化推進委員（0人）

5. 議事日程

日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 本日は、全員出席でございます。 只今から、平成30年6月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件が18案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につて</p>
議長	<p>はじめに、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p>
議長	<p>それでは1番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてご説明します。番号1、大字柳瀬字浜ノ上、田1筆の1,881㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、議案に記載されている</p>

	<p>とおりで。期間は5年で賃借料は1筆あたり28,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員及に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日、本人とお話しをしまして議案に記載されていることに間違いありません。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、柳瀬地区委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字四浦西字舟渡、田1筆の1,095㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米30kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>受け手の農家さんにお会いしまして、調査しました結果、議案に記載されていることに間違いありません。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字佐土原及び萩原及び寺田、田4筆の6,729㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は字佐土原が10a当たり30,000円、字萩原・字寺田は10aあたり玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員から報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>6月5日に自宅まで行きまして、確認いたしました。ここに記載されていることに間違いありません。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番・5番は関連につき、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番、5番を一括してご報告いたします。番号4、大字柳瀬字今</p>

	<p>村、田1筆の3,046㎡です。賃貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。続きまして番号5、大字柳瀬字二反田、田2筆の3,397㎡です。賃貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>4番は、記載されている通り間違いありません。5番は、2筆になっていますが、現況は1筆となっています。ほかは、記載内容に間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番・7番は関連につき、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字小原、田1筆の577㎡です。賃貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている通りです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。番号7、大字柳瀬字小原及び九反田、田2筆の1,647㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>

7 番委員	<p>6 番、7 番ともに、議案に記載されている内容で間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1 筆の2,385 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5 年で賃借料は10 a あたり5,000 円です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>この案件は、新規となっておりますが、実際は更新の手続きが遅れましたので、新規となっております。契約の内容等は記載されているとおりで間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7 番委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番についてですが2番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(2番委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字中溝、田1筆の1,851㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米240kgです。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>議案に記載されているとおりで間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長 事務局	<p>次に、10番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>大字柳瀬字入口、田1筆の233㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されてい</p>

	<p>るは議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり3,500円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>隣接地も借りておられて、連なって農地があるので作業がしやすいとのことでした。記載内容に間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、11番・12番は関連につき、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字柳瀬字西村、田1筆の2,736㎡です。賃貸借の新規案件で利用の設定をする者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。番号12、大字柳瀬字西村、田3筆の3,265㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり玄米60kgです、以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>この2つの案件は、合筆の案件もございまして去年までは耕作されて今年病気になられたので1年間の短期間農地を作ってほしいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、13番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号13、大字深水字原ノ田、田1筆の1,145㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員から報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>6月7日に双方の方と、推進委員と確認しました。記載内容に相違ありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、14番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号14、大字柳瀬字十島、田1筆の1,113㎡です。使用貸借の再設定案件で期間は5年です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について1番委員から報告をお願いします。
1番委員	柳瀬地区の推進委員と一緒にいきまして、話を聞きました。記載内容等に間違いございません。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。15番・16番は関連につき一括して、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号15、大字柳瀬字入口、田2筆の3,548㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり20,000円です。続きまして番号16、大字川辺字下七折、畑1筆の1,312㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下七折、畑1筆の1,312㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字入口、田2筆の3,548㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借で期間は10年で賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします
事務局	これを持ちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
事務局	その他 平成30年度の目標及び活動計画を相良村のホームページに掲載しますので、確認をお願いしておきます。
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 7月10日、(火) 曜日、午前9時から
議長	閉会 それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年6月11日

相良村農業委員会

署名委員 9番 (印)

署名委員 1番 (印)